

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
昭和建設株式会社	茨城県水戸市千波町1905

2 指名停止措置期間 平成28年12月23日～平成29年 1月22日（1箇月）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

昭和建設(株)は、平成28年11月18日、水戸土木事務所発注の道路舗装修繕工事（水戸市平須町地内）において、安全管理措置の不適切により、公衆に損害を与える事故を発生させた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第1第6号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第6号〉

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123（ダイヤルイン）